

## 平成26年度第1回弘前市地域密着型サービス運営委員会会議録

日 時 平成26年7月18日(金) 午後2時15分～午後2時30分

場 所 弘前市役所特別会議室

出席委員 土岐浩一郎、波多野厚緑、柴田典明、前田淳彦  
白取幹人、吉本睦子、奈良岡裕次、木立るり子、中谷恵  
欠席委員 田村瑞穂、今幸夫、木村留次郎、山中朋子

### ○案件1 弘前市地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護福祉課 須藤課長が案件1について説明

発言者	内容
白取副会長	はい、説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対しご質問あるいはご意見などございましたらお願いいたします。
土岐委員	簡単な質問です。7事業所のユニット数と定員数教えてください。
菊池主査	上から「GHパインの森」1ユニット9名、「GHやすらぎ」2ユニット18名、「GH西弘」2ユニット18名、「GHサンライフ堀越」2ユニット18名、「GHバンドー弘前」2ユニット18名、「GHさくらばやし」2ユニット18名、最後が藤崎町の「GHすごう」2ユニット18名となっております。
土岐委員	ありがとうございます。
白取副会長	他にございませんか。それ以外の意見でもよろしいです。
奈良岡委員	ひとつ教えていただきたいんですが、グループホームの介護従事者のメンバーは結構な頻度で変わってますよね。6年間ごとに更新する際は人員基準を満たしていても、その間の期間は基準が守られているか疑問に思っております。人員の変更があった場合には届出のようなものは出ているのでしょうか。教えていただきたいです。
斉藤主幹	運営規定というのを基準上定めることになっておりまして、その中で従業者の人数というのが定められておりまして、そこが変わった場合には変更届を提出する必要があります。管理者、計画作成者、介護従事者が何人という風に定められております。その人数に変更がある場合、兼務とか専務も含めて、記載内容について変更があれば、市の方に届け出るという事になっております。そして、それが介護報酬の加算減算につながるようになります。 加えて、更新自体は6年に一度という事になっておりますが、グループホームには市の方で、実地指導、集団指導というものを行っております。集団指導の中では今回更新の基準とほぼ同様の内容について確認をしております。また、今回申請のあった「太陽の森」のような場合にも来年の2月に実地指導を行うことになっておりますし、その他の所もだいたい昨年度、実地指導を行っておりますので、人員の確認は6年に一度というわけではありません。
白取副会長	一つ確認したいんですが、人数が揃っていれば人が変わっても届出をしなくて良いという事ですか。

齊藤主幹	運営規定では人数だけしか定めがないので中の人が変わっても届け出る必要はないことになっております。ただ、管理者等の資格が必要な職種については、別の届出を市の方に出してもらおう事になっております。
白取副会長	只今の回答でよろしいですか。
奈良岡委員	前に施設の方で「私は～～の施設の者なんですが今は兼務しております」と言われて、「道理であんまりお見かけしないんですね」と言ったら、そのうちその人がいなくなっていて、違う人が働いていたんですが、その人もすぐにいなくなって、つまり半年の間に3名の方が働いていたというのがこの3年の間に二回ほどあったから、ちゃんとおつじつまが合っているのか疑問に思って質問した次第です。
齊藤主幹	届出のたびに人が変わっているのは分かりますが、人の確保が大変だという話をよく事業者の方から伺います。今仰られたような件についてこちらの方ですべて把握するのは難しいですが、最大限基準についてはクリアできるように、情報が合った場合にはその都度、確認を取るといった対応になると思います。
白取副会長	できるだけ利用者や家族が安心して利用していただけるように頑張っていたきたいと思います。その他に何かございませんか。それでは、これをもちまして平成26年度第1回弘前市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。